平成２６年（フ）第３６号
松江市東津田町1324番地１
債務者　川角　大介
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７号
松江市福原町713番地、前住所松江市大庭町1384番地２
債務者　渋谷　　浩
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
北海道稚内市緑１丁目14番12―１号　市営住宅61―Ｂ―１　101
債務者　澤田　敏之
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第７８号
埼玉県草加市吉町１丁目２番27号　スリーゼ草加202号
債務者　大塚　恵子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3311番地
債務者　石橋　達也
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
埼玉県吉川市吉川団地５番７号504、旧住所埼玉県加須市久下1684番地３
債務者　青木タヨ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４号
奈良県吉野郡吉野町大字吉野山327番地　吉野駅前町営住宅3203号
債務者　菊谷　裕二
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第８３号
山口県山陽小野田市大字郡477番地２
債務者　品末　豊裕
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１４号
山口県宇部市川添３丁目９番２号
債務者　牧薗　富江
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２３号
山口県宇部市上野中町７番３―204号東山市営住宅
債務者　正田多喜子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６９号
静岡県焼津市高新田2298番地の１　クラール102号室
債務者　北原遼太郎
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３号
栃木県足利市五十部町714番地８
債務者　松本　一榮
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１０１号
東京都青梅市新町１丁目25番地の13メゾン野上203
債務者　山田　昌司
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７０号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵１丁目15番32号　ヴェルデュール６
債務者　佐竹　正吉
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７１号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵１丁目15番32号　ヴェルデュール６
債務者　佐竹　美奈
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４２号
横浜市瀬谷区本郷２丁目31番地32　ハイツサンコート103
債務者　遠藤　道人
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部